

平成 2 9 年 8 月 9 日 提出

教育委員会会議案

木更津市教育委員会

木更津市教育委員会会議日程

開 会 平成29年8月9日(水) 午後1時00分

1 開 会 宣 言

2 会議録署名人の指名 長谷部 理絵 委員

3 前回会議録作成の報告 高澤 茂夫 教育長 ・ 武井 紀夫 委員

4 付 議 議 案

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 26 号	市議会の議決を要する事件の議案（木更津市立公民館設置及び管理運営条例等の一部を改正する条例の制定）について	2

5 報 告 事 項

6 そ の 他

7 閉 会 宣 言

議案第26号

市議会の議決を要する事件の議案（木更津市立公民館設置及び管理運営条例等の一部を改正する条例の制定）について

平成29年9月市議会定例会に提案する条例案を、別紙のとおり市長に申し出ることについて
木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第5条第10号の規定により、議決を求める。

平成29年8月9日提出

木更津市教育委員会教育長 高 澤 茂 夫

提案理由

使用料等の見直しに伴い、公民館等の使用料、特別利用料及び手数料の適正化を図るため、関係条例の整備をしようとするものである。

議案第 号

木更津市立公民館設置及び管理運営条例等の一部を改正する条例の制定について
木更津市立公民館設置及び管理運営条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成29年 月 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市立公民館設置及び管理運営条例等の一部を改正する条例

(木更津市立公民館設置及び管理運営条例の一部改正)

第1条 木更津市立公民館設置及び管理運営条例(昭和32年木更津市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「の使用料は無料とする」を「は、別表第1から別表第17までに定める使用料を規則で定めるところにより納付しなければならない」に改め、ただし書を削る。

第10条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「第3項」を「前項」に、「別表第14及び別表第16」を「別表第12及び別表第14」に改め、同項を同条第3項とする。

別表を次のように改める。

別表第1(第10条第2項)

種別	使用区分	使用時間(午前9時から午後9時30分まで)	
		単位	使用料
木更津市立中央公民館	第1講習室	1時間当たり	200円
	第2講習室	1時間当たり	200円
	第1会議室	1時間当たり	200円
	第2会議室	1時間当たり	200円
	調理実習室	1時間当たり	300円
	図書ギャラリー	1時間当たり	400円
	大ホール	1時間当たり	500円
	陶芸用電気窯	1回の使用につき	素焼き1,030円 本焼き2,060円

備考

- 1 市内に住所を有する者及び市の区域内に存する法人その他の団体(以下「住民等」という。)でないものが使用する場合の使用料は、使用区分に応じて本表に規定する使用

料（陶芸用電気窯を除く。以下「規定使用料」という。）にその5割に相当する額を加算した額とする。

- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合の使用料は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第2（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間あたり）
木更津市立富来田 公民館	保育室	100円
	茶室	100円
	和室	100円
	会議室	100円
	第1研修室	200円
	第2研修室	200円
	調理実習室	200円
	体育室	300円
	工芸実習室	300円
	多目的ホール	500円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合の使用料は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合の使用料は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第3（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間あたり）

木更津市立岩根公 民館	保育室	100円
	第1学習室	100円
	第2学習室	100円
	第3学習室	100円
	第4学習室	100円
	休養室	100円
	集会室	200円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第4（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		単位	使用料
木更津市立鎌足公 民館	図書室	1時間当たり	100円
	学習室	1時間当たり	100円
	工作室	1時間当たり	100円
	調理実習室	1時間当たり	100円
	和室	1時間当たり	200円
	研修室	1時間当たり	300円
	陶芸用電気窯	1回の使用につき	素焼き1, 030円 本焼き2, 060円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。

3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。

4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第5（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間あたり）
木更津市立金田公民館	保育室	100円
	第1学習室	100円
	第2学習室	100円
	第3学習室	100円
	第4学習室	100円
	休養室	100円
	集会室	300円

備考

1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。

2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。

3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。

4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第6（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間あたり）
木更津市立中郷公民館	調理実習室	100円
	児童図書室	100円
	第1研修室	100円
	第2研修室	100円
	第3研修室	100円
	和室	100円

	視聴覚室	100円
--	------	------

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第7（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		単位	使用料
木更津市立富岡公民館	第1・第2集会室	1時間当たり	200円
	会議室	1時間当たり	100円
	研修室	1時間当たり	100円
	和室	1時間当たり	100円
	陶芸用電気窯	1回の使用につき	素焼き 1,030円 本焼き 2,060円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第8（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）
木更津市立文京公民館	保育室	100円
	学習室	100円

	休養室	200円
	集会室	400円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第9（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）
木更津市立八幡台 公民館	第1・第2学習室	100円
	第3学習室	100円
	調理実習室	100円
	和室	100円
	集会室	400円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第10（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）
木更津市立東清公 民館	第1研修室	300円
	第2研修室	100円

	和室	100円
	調理実習室	200円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第11（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間あたり）
木更津市立清見台 公民館	和室	100円
	第1研修室	300円
	第2研修室	100円
	調理実習室	200円
	集会室	400円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第12（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		単位	使用料
木更津市立畑沢公 民館	保育室	1時間あたり	100円
	第1学習室	1時間あたり	100円

	第2学習室	1時間当たり	100円
	第3学習室	1時間当たり	100円
	調理実習室	1時間当たり	100円
	休養室	1時間当たり	100円
	集会室	1時間当たり	300円
	陶芸用電気窯	1回の使用につき	素焼き 1,030円 本焼き 2,060円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第13（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）
木更津市立岩根西 公民館	第1学習室	100円
	第2学習室	100円
	第3学習室	100円
	保育室	100円
	休養室	100円
	調理実習室	200円
	集会室	400円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4

倍に相当する額とする。

4 展示の用途に供する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第14（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		単位	使用料
木更津市立西清川 公民館	第1学習室	1時間当たり	100円
	第2学習室	1時間当たり	100円
	第3学習室・調理 実習室	1時間当たり	200円
	第4学習室	1時間当たり	100円
	保育室	1時間当たり	100円
	休養室	1時間当たり	200円
	集会室	1時間当たり	300円
	陶芸用電気窯	1回の使用につき	素焼き1,030円 本焼き2,060円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合の使用料は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合の使用料は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第15（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		使用料（1時間当たり）	
木更津市立波岡公 民館	第1学習室	100円	
	第2学習室	100円	
	第3学習室	100円	
	休養室	200円	

	調理実習室	200円
	集会室	400円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第16（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）
木更津市立桜井公民館	第1学習室	100円
	第2学習室	100円
	第3学習室	100円
	保育室	100円
	休養室	200円
	調理実習室	200円
	集会室	400円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第17（第10条第2項）

種別	使用時間（午前8時30分から午後9時30分まで）
	使用料（1時間当たり）

木更津市立金田公 民館畔戸分館	200円
--------------------	------

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

(木更津市立青年の家設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 木更津市立青年の家設置及び管理に関する条例（昭和50年木更津市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第10条中「、第4条に規定する業務以外に青年の家」を「、青年の家」に改め、「使用料を」の次に「規則で定めるところにより」を加え、後段を削る。

別表を次のように改める。

別表（第10条）

使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
	使用料（1時間当たり）
アトリエ	200円
視聴覚室	200円
第1和室	200円
第2和室	200円
体育室	500円
談話室	200円

備考

- 1 市内に住所を有する者及び市の区域内に存する法人その他の団体でないものが使用する場合は、使用区分に応じて本表に規定する使用料（以下「規定使用料」という。）にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。

3 第4条に規定する業務以外の目的で使用する場合の使用料は、規定使用料の4倍に相当する額とする。

4 展示の用途に供する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額とする。

(木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例（昭和51年木更津市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項を次のように改める。

使用者は、別表第1から別表第10までに定める使用料を規則で定めるところにより納付しなければならない。

第9条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「前各項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第10条中「使用料」の次に「（別表第7及び別表第9に定める陶芸用電気窯の使用料を除く。）」を加える。

別表を次のように改める。

別表第1（第9条第1項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）
木更津市立高柳市民学習会館	保育室	100円
	第1学習室	100円
	第2学習室	100円
	第3学習室	100円
	第4学習室	100円
	休養室	100円
	集会室	200円

備考

1 市内に住所を有する者及び市の区域内に存する法人その他の団体（以下「住民等」という。）でないものが使用する場合の使用料は、使用区分に応じて本表に規定する使用料（陶芸用電気窯を除く。以下「規定使用料」という。）にその5割に相当する額を加算した額とする。

- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 第4条に規定する業務以外の目的で使用する場合の使用料は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第2（第9条第1項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間あたり）
木更津市立金田市民学習会館	保育室	100円
	第1学習室	100円
	第2学習室	100円
	第3学習室	100円
	第4学習室	100円
	休養室	100円
	集会室	300円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合の使用料は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 第4条に規定する業務以外の目的で使用する場合の使用料は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第3（第9条第1項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間あたり）
木更津市立文京市民学習会館	保育室	100円
	学習室	100円
	休養室	200円
	集会室	400円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 第4条に規定する業務以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第4（第9条第1項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）
木更津市立中郷コミュニティセンター	調理実習室	100円
	児童図書室	100円
	第1研修室	100円
	第2研修室	100円
	第3研修室	100円
	和室	100円
	視聴覚室	100円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 第4条に規定する業務以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第5（第9条第1項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）
木更津市立清見台	和室	100円
コミュニティセンター	第1研修室	300円
	第2研修室	100円

	調理実習室	200円
	集会室	400円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 第4条に規定する業務以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第6（第9条第1項）

使用区分	使用時間	2時間使用につき		
		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	
木更津市立清見台 コミュニティーセンター 附属体育館	アマチュアスポーツに使用するもの	入場料を徴しないもの	1,080円	1,920円
	その他の場合	入場料を徴するもの	2,700円	4,800円
		入場料を徴しないもの	4,320円	7,670円
		入場料を徴するもの	10,800円	19,210円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用するときの使用料は、超過又は繰り上げ1時間（1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。）につき、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第7（第9条第1項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
----	------	-----------------------

		単位	使用料
木更津市立畑沢市民学習会館	保育室	1 時間当たり	1 0 0 円
	第 1 学習室	1 時間当たり	1 0 0 円
	第 2 学習室	1 時間当たり	1 0 0 円
	第 3 学習室	1 時間当たり	1 0 0 円
	調理実習室	1 時間当たり	1 0 0 円
	休養室	1 時間当たり	1 0 0 円
	集会室	1 時間当たり	3 0 0 円
	陶芸用電気窯	1 回の使用につき	素焼き 1, 0 3 0 円 本焼き 2, 0 6 0 円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその 5 割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間に切り上げて計算する。
- 3 第 4 条に規定する業務以外の目的で使用する場合は、規定使用料の 4 倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の 5 割に相当する額とする。

別表第 8（第 9 条第 1 項）

種別	使用区分	使用時間（午前 9 時から午後 9 時 3 0 分まで）
		使用料（1 時間当たり）
木更津市立岩根西市民学習会館	第 1 学習室	1 0 0 円
	第 2 学習室	1 0 0 円
	第 3 学習室	1 0 0 円
	保育室	1 0 0 円
	休養室	1 0 0 円
	調理実習室	2 0 0 円
	集会室	4 0 0 円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその 5 割に相当する額を

加算した額とする。

- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 第4条に規定する業務以外の目的で使用する場合の使用料は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第9（第9条第1項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		単位	使用料
木更津市立西清川 市民学習会館	第1学習室	1時間当たり	100円
	第2学習室	1時間当たり	100円
	第3学習室・調理 実習室	1時間当たり	200円
	第4学習室	1時間当たり	100円
	保育室	1時間当たり	100円
	休養室	1時間当たり	200円
	集会室	1時間当たり	300円
	陶芸用電気窯	1回の使用につき	素焼き1,030円 本焼き2,060円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合の使用料は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 第4条に規定する業務以外の目的で使用する場合の使用料は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第10（第9条第1項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）
木更津市立桜井市	第1学習室	100円

民学習会館	第2学習室	100円
	第3学習室	100円
	保育室	100円
	休養室	200円
	調理実習室	200円
	集会室	400円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 第4条に規定する業務以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

(木更津市立少年自然の家キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 木更津市立少年自然の家キャンプ場の設置及び管理に関する条例（昭和60年木更津市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表中

中学生以下	その他の者	中学生以下	その他の者
無料	無料	無料	無料
210円	320円	100円	160円

を

「

3歳未満	3歳以上中学生以下	その他の者	3歳未満	3歳以上中学生以下	その他の者
無料	無料	無料	無料	無料	無料
無料	420円	640円	無料	200円	320円

に改める。

」

(木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例（平成20年木更津市条例8号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「、別表第2に定める区分に応じ、同表に定める特別利用料を納付し」を削る。

第8条第1項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第10条第1項及び第2項中「別表第4」を「別表第3」に改め、同条第3項中「第1項及び第2項」を「前2項」に改める。

第12条中「、特別利用料」を削る。

第13条第1項中「、特別利用料」を削り、同項ただし書中「、博物館資料を特別利用しようとし」及び「、博物館資料を特別利用し」を削る。

別表第2を削る。

別表第3中「20円」を「10円」に改め、同表を別表第2とし、別表第4を別表第3とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(使用料等の適用区分)

- 2 第1条の規定による改正前の木更津市立公民館設置及び管理運営条例、第2条の規定による改正前の木更津市立青年の家設置及び管理に関する条例、第3条の規定による改正前の木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例及び第4条の規定による改正前の木更津市立少年自然の家キャンプ場の設置及び管理に関する条例の規定による使用の許可並びに第5条の規定による改正前の木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例の規定による特別利用又は複写物の提供の許可で、当該使用、当該特別利用又は当該複写物の提供の日がこの条例の施行の日以後になるものに係る使用料、特別利用料又は手数料の額は、第1条の規定による改正後の木更津市立公民館設置及び管理運営条例、第2条の規定による改正後の木更津市立青年の家設置及び管理に関する条例、第3条の規定による改正後の木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例、第4条の規定による改正後の木更津市立少年自然の家キャンプ場の設置及び管理に関する条例及び第5条の規定による改正後の木更津市郷土博物館金のす

ずの設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

使用料、特別利用料及び手数料の見直しに伴い、公民館等の使用料、特別利用料及び手数料の適正化を図るため、関係条例の整備をしようとするものである。

新旧対照表

○議案第 号 木更津市立公民館設置及び管理運営条例の一部を改正する条例

新				旧										
木更津市立公民館設置及び管理運営条例 昭和32年10月1日 条例第29号 (使用の許可及び使用料等) 第10条 略 2 前項の規定により、使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、 <u>別表第1から別表第17までに定める使用料を規則で定めるところにより納付しなければならない。</u>				木更津市立公民館設置及び管理運営条例 昭和32年10月1日 条例第29号 (使用の許可及び使用料等) 第10条 略 2 前項の規定により、使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）の <u>使用料は無料とする。ただし、陶芸用電気窯を使用する使用者は、別表第1、別表第4、別表第7、別表第14及び別表第16に定める陶芸用電気窯の使用料を規則で定めるところにより納付しなければならない。</u> 3 前項の規定にかかわらず、法第22条各号に規定する事業以外の目的に公民館を使用する使用者は、別表第1、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5、別表第6、別表第7、別表第8、別表第9、別表第10、別表第11、別表第12、別表第13、別表第14、別表第15、別表第16又は別表第17に定める使用料を規則で定めるところにより納付しなければならない。 4 前2項の場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。 5 第3項の規定（別表第1、別表第4、別表第7、別表第14及び別表第16に定める陶芸用電気窯の使用料を除く。）にかかわらず、市長が特別の事由があると認めた場合は、使用料を減免することができる。										
3 前項の規定（別表第1、別表第4、別表第7、別表第12及び別表第14に定める陶芸用電気窯の使用料を除く。）にかかわらず、市長が特別の事由があると認めた場合は、使用料を減免することができる。				3 前項の規定（別表第1、別表第4、別表第7、別表第14及び別表第16に定める陶芸用電気窯の使用料を除く。）にかかわらず、市長が特別の事由があると認めた場合は、使用料を減免することができる。										
別表第1（第10条第2項）				別表第1（第10条第2項・第3項）										
種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）		種別	使用区分	午前 〔午前9時から午前12時まで〕	午後 〔午後1時から午後5時まで〕	夜間 〔午後6時から午後9時30分まで〕	全日 〔午前9時から午後9時30分まで〕	1 暖房 又は冷房を実施する期間について、使用料に6割相当額を				
		単位	使用料											
木更津市立中央公民館	第1講習室	1時間あたり	200円	木更津市立中央公民館	大ホール	3,780円	7,020円	9,720円	18,360円					
	第2講習室	1時間あたり	200円		第1講習室	1,400円	1,620円	2,800円	5,610円					
	第1会議室	1時間あたり	200円			第2講習室	1,400円	1,620円	2,800円		5,610円			
	第2会議室	1時間あたり	200円				調理実習室	1,400円	1,620円		2,800円	5,610円		
	調理実習室	1時間あたり	300円					図書ギャラリー	1,400円		1,620円	2,800円	5,610円	
	図書ギャラリー	1時間あたり	400円						大ホール		1,400円	1,620円	2,800円	5,610円
	大ホール	1時間あたり	500円											

陶芸用電気窯	1回の使用につき	素焼き1,030円 本焼き2,060円
--------	----------	------------------------

備考

- 1 市内に住所を有する者及び市の区域内に存する法人その他の団体（以下「住民等」という。）でないものが使用する場合の使用料は、使用区分に応じて本表に規定する使用料（陶芸用電気窯を除く。以下「規定使用料」という。）にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合の使用料は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第2（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間あたり）
木更津市立富来田公民館	保育室	100円
	茶室	100円
	和室	100円
	会議室	100円
	第1研修室	200円
	第2研修室	200円
	調理実習室	200円
	体育室	300円
	工芸実習室	300円
	多目的ホール	500円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合の使用料は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計

習室					加算した額とする。
第1会議室	1,400円	1,620円	2,800円	5,610円	2 市外者が利用する場合は、使用料に5割相当額を加算した額とする。
第2会議室	1,400円	1,620円	2,800円	5,610円	
料理講習室	2,250円	2,650円	3,400円	6,780円	
陶芸用電気窯	素焼き1回使用につき1,030円 本焼き1回使用につき2,060円				

別表第2（第10条第3項）

種別	午前8時30分から午後5時まで1時間につき	午後6時から午後9時30分まで1時間につき
	木更津市立金田公民館畔戸分館	50円

算する。

3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。

4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第3（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		使用料（1時間あたり）	
木更津市立岩根公民館	保育室	100円	
	第1学習室	100円	
	第2学習室	100円	
	第3学習室	100円	
	第4学習室	100円	
	休養室	100円	
	集会室	200円	

備考

1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。

2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。

3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。

4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第4（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		単位	使用料
木更津市立鎌足公民館	図書室	1時間あたり	100円

別表第3（第10条第3項）

種別	使用区分	午前	午後	夜間	全日	1 暖房 又は冷房を実施する期間について は、使用料に6割相当額を加算した額とする。 2 市外者が利用する場合は、使用料に5割相当額を加算した額とする。
		[午前9時から午前12時まで]	[午後1時から午後5時まで]	[午後6時から午後9時30分まで]	[午前9時から午後9時30分まで]	
木更津市立富来田公民館	多目的ホール	3,880円	7,120円	9,930円	18,680円	
	体育室	1,080円	1,400円	2,700円	4,320円	
	会議室	970円	1,080円	1,830円	3,780円	
	研修室1	1,400円	1,620円	2,800円	5,610円	
	研修室2	1,400円	1,620円	2,800円	5,610円	
	調理実習室	1,510円	1,720円	2,260円	4,530円	
	工芸実習室	2,800円	3,240円	5,720円	11,340円	
	和室	640円	750円	1,180円	2,370円	
	茶室	430円	540円	860円	1,720円	
	保育室	750円	970円	1,400円	2,910円	

別表第4（第10条第2項・第3項）

種別	使用区分	午前	午後	夜間	全日	1 暖房 又は冷房を実施する
		[午前9時から午前12時まで]	[午後1時から午後5時まで]	[午後6時から午後9時30分まで]	[午前9時から午後9時30分まで]	

民館	学習室	1時間当たり	100円
	工作室	1時間当たり	100円
	調理実習室	1時間当たり	100円
	和室	1時間当たり	200円
	研修室	1時間当たり	300円
	陶芸用電気窯	1回の使用につき	素焼き1,030円 本焼き2,060円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第5 (第10条第2項)

種別	使用区分	使用時間 (午前9時から午後9時30分まで)	使用料 (1時間当たり)
		で	
木更津市立金田公	保育室		100円
民館	第1学習室		100円
	第2学習室		100円
	第3学習室		100円
	第4学習室		100円
	休養室		100円
	集会室		300円

備考

種別	使用区分	午前	午後	夜間	全日	期間について は、使用料に6割相当額を加算した額とする。 2 市外者が利用する場合は、使用料に5割相当額を加算した額とする。
		[午前9時から午前12時まで]	[午後1時から午後5時まで]	[午後6時から午後9時30分まで]	[午前9時から午後9時30分まで]	
木更津市立鎌足公民館	研修室	2,700円	2,910円	5,400円	10,580円	
	和室	750円	970円	1,510円	3,020円	
	学習室	750円	860円	1,400円	2,800円	
	調理実習室	1,080円	1,080円	1,620円	3,240円	
	工作室	640円	860円	1,180円	2,370円	
	陶芸用電気窯	素焼き1回使用につき1,030円 本焼き1回使用につき2,060円				

別表第5 (第10条第3項)

種別	使用区分	午前	午後	夜間	全日	1 暖房又は冷房を実施する期間については、使用料に6割相当額を加算し
		[午前9時から午前12時まで]	[午後1時から午後5時まで]	[午後6時から午後9時30分まで]	[午前9時から午後9時30分まで]	
木更津市立八幡台公民館	第1・第2学習室	640円	750円	1,290円	2,590円	
	調理実習室	1,080円	1,080円	1,620円	3,240円	
	第1・	320円	430円	640円	1,180円	

- 1 住民等でないものが使用する場合の使用料は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合の使用料は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第6（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間あたり）
木更津市立中郷公民館	調理実習室	100円
	児童図書室	100円
	第1研修室	100円
	第2研修室	100円
	第3研修室	100円
	和室	100円
	視聴覚室	100円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合の使用料は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合の使用料は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額とする。

第2和室	集会室	3,240円	4,100円	5,400円	11,880円
					2 市外者が利用する場合は、使用料に5割相当額を加算した額とする。

別表第6（第10条第3項）

種別	使用区分	午前 〔午前9時から午前12時まで〕	午後 〔午後1時から午後5時まで〕	夜間 〔午後6時から午後9時30分まで〕	全日 〔午前9時から午後9時30分まで〕
		1 暖房又は冷房を実施する期間については、使用料に6割相当額を加算した額とする。	2 市外者が利用する場合は、使用料に5割相当額を		
木更津市立東清公民館	第1研修室	2,700円	2,910円	5,400円	10,580円
	第2研修室	750円	860円	1,400円	2,800円
	和室	750円	970円	1,510円	3,020円
	調理実習室	1,080円	1,080円	1,620円	3,240円

別表第7（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		単位	使用料
木更津市立富岡公民館	第1・第2集会室	1時間あたり	200円
	会議室	1時間あたり	100円
	研修室	1時間あたり	100円
	和室	1時間あたり	100円
	陶芸用電気窯	1回の使用につき	素焼き1,030円 本焼き2,060円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第8（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		使用料（1時間あたり）	
木更津市立文京公民館	保育室	100円	

加算した額とする。

別表第7（第10条第2項・第3項）

種別	使用区分	午前	午後	夜間	全日	1 暖房 又は冷房を実施する期間について は、使用料に6割相当額を加算した額とする。 2 市外者が利用する場合は、使用料に5割相当額を加算した額とする。
		〔午前9時から午前12時まで〕	〔午後1時から午後5時まで〕	〔午後6時から午後9時30分まで〕	〔午前9時から午後9時30分まで〕	
木更津市立富岡公民館	研修室	640円	750円	1,180円	2,370円	
	会議室	750円	750円	1,400円	2,910円	
	集会室	1,400円	1,620円	2,910円	5,830円	
	和室	640円	860円	1,290円	2,480円	
	陶芸用電気窯	素焼き1回使用につき1,030円 本焼き1回使用につき2,060円				

別表第8（第10条第3項）

種別	使用区分	午前	午後	夜間	全日	1 暖房 又は冷房を実施する
		〔午前9時から午前12時まで〕	〔午後1時から午後5時まで〕	〔午後6時から午後9時30分まで〕	〔午前9時から午後9時30分まで〕	

民館	学習室	100円
	休養室	200円
	集会室	400円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合の使用料は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合の使用料は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額とする。

		で]	で]	で]	期間に	
木更津市立波岡公民館	集会室	3,410円	3,890円	6,940円	14,000円	ついては、使用料に6割相当額を加算した額とする。 2 市外者が利用する場合は、使用料に5割相当額を加算した額とする。
	休養室	110円	220円	330円	650円	
	第1学習室	850円	970円	1,560円	3,130円	
	第2学習室	850円	980円	1,570円	3,160円	
	第3学習室	560円	650円	1,110円	2,130円	
	調理実習室	1,110円	1,110円	1,670円	3,330円	

別表第9 (第10条第2項)

種別	使用区分	使用時間 (午前9時から午後9時30分まで)	使用料 (1時間あたり)
		で]	
木更津市立八幡台	第1・第2学習室		100円
公民館	第3学習室		100円
	調理実習室		100円
	和室		100円
	集会室		400円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合の使用料は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。

別表第9 (第10条第3項)

種別	使用区分	午前	午後	夜間	全日	1 暖房又は冷房を実施する期間について
		[午前9時から午前12時まで]	[午後1時から午後5時まで]	[午後6時から午後9時30分まで]	[午前9時から午後9時30分まで]	
木更津市立岩根公民館	第1学習室	1,180円	1,400円	2,370円	4,750円	ついては、使用料に6割相当額を加算した額とする。
	第2学習室	750円	860円	1,400円	2,800円	
	第3学習室	750円	860円	1,400円	2,800円	
	第4学習室	750円	860円	1,400円	2,800円	

3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合の使用料は、規定使用料の4倍に相当する額とする。

4 展示の用途に供する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第10 (第10条第2項)

種別	使用区分	使用時間 (午前9時から午後9時30分まで)
		使用料 (1時間当たり)
木更津市立東清公民館	第1研修室	300円
	第2研修室	100円
	和室	100円
	調理実習室	200円

備考

1 住民等でないものが使用する場合の使用料は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。

2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。

3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合の使用料は、規定使用料の4倍に相当する額とする。

4 展示の用途に供する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額とする。

集会室	1,830円	2,050円	3,670円	7,340円	2 市外者が利用する場合は、使用料に5割相当額を加算した額とする。
休養室	640円	860円	1,290円	2,590円	
保育室	640円	860円	1,290円	2,590円	

別表第10 (第10条第3項)

種別	使用区分	午前 〔午前9時から午前12時まで〕	午後 〔午後1時から午後5時まで〕	夜間 〔午後6時から午後9時30分まで〕	全日 〔午前9時から午後9時30分まで〕	1 暖房又は冷房を実施する期間については、使用料に6割相当額を加算した額とする。 2 市外者が利用する場合は、使用料に5割相当額を加算した額と
		木更津市立金田公民館	第1学習室	640円	750円	
	第2学習室	640円	750円	1,290円	2,590円	
	第3学習室	640円	750円	1,290円	2,590円	
	第4学習室	640円	750円	1,290円	2,590円	
	集会室	1,940円	2,160円	2,700円	5,400円	
	休養室	640円	750円	1,290円	2,590円	
	保育室	640円	750円	1,290円	2,590円	

別表第11（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		単位	使用料
木更津市立清見台公民館	和室	1時間あたり	100円
	第1研修室	1時間あたり	300円
	第2研修室	1時間あたり	100円
	調理実習室	1時間あたり	200円
	集会室	1時間あたり	400円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第12（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		単位	使用料
木更津市立畑沢公民館	保育室	1時間あたり	100円
	第1学習室	1時間あたり	100円
	第2学習室	1時間あたり	100円
	第3学習室	1時間あたり	100円

別表第11（第10条第3項）

種別	使用区分	午前 〔午前9時から午前12時まで〕	午後 〔午後1時から午後5時まで〕	夜間 〔午後6時から午後9時30分まで〕	全日〔午前9時から午後9時30分まで〕	1 暖房又は冷房を実施する期間について は、使用料に6割相当額を加算した額とする。 2 市外者が利用する場合は、使用料に5割相当額を加算した額とする。
		木更津市立文京公民館	学習室	860円	1,080円	
	集会室	2,800円	3,130円	3,880円	9,390円	
	休養室	750円	970円	1,510円	3,020円	
	保育室	540円	750円	1,080円	2,260円	

別表第12（第10条第3項）

種別	使用区分	午前 〔午前9時から午前12時まで〕	午後 〔午後1時から午後5時まで〕	夜間 〔午後6時から午後9時30分まで〕	全日〔午前9時から午後9時30分まで〕	1 暖房又は冷房を実施する期間について は、使
		木更津市立中	和室	750円	970円	
	視聴覚	750円	970円	1,510円	3,020円	

調理実習室	1時間当たり	100円
休養室	1時間当たり	100円
集会室	1時間当たり	300円
陶芸用電気窯	1回の使用につき	素焼き1,030円 本焼き2,060円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第13 (第10条第2項)

種別	使用区分	使用時間 (午前9時から午後9時30分まで)
		使用料 (1時間当たり)
木更津市立岩根西公民館	第1学習室	100円
	第2学習室	100円
	第3学習室	100円
	保育室	100円
	休養室	100円
	調理実習室	200円
	集会室	400円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相

種別	使用区分	午前 [午前9時から午前12時まで]	午後 [午後1時から午後5時まで]	夜間 [午後6時から午後9時30分まで]	全日 [午前9時から午後9時30分まで]	1 暖房又は冷房を実施する期間について
郷公民館	調理実習室	1,080円	1,080円	1,620円	3,240円	6割相当額を加算した額とする。
	第2研修室	750円	970円	1,510円	3,020円	
	第3研修室	750円	970円	1,510円	3,020円	
	第1研修室	無料				
	児童図書室					2 市外者が利用する場合は、使用料に5割相当額を加算した額とする。

別表第13 (第10条第3項)

種別	使用区分	午前 [午前9時から午前12時まで]	午後 [午後1時から午後5時まで]	夜間 [午後6時から午後9時30分まで]	全日 [午前9時から午後9時30分まで]	1 暖房又は冷房を実施する期間について
木更津市立清見台公民館	集会室	3,560円	3,880円	7,230円	14,040円	6割相当額を加算した額とする。
	和室	750円	970円	1,510円	3,020円	
	第1研修室	1,290円	1,720円	2,700円	5,400円	
	第2研修室	750円	970円	1,510円	3,020円	
	調理実習室	1,080円	1,080円	1,620円	3,240円	

当する額を加算した額とする。

2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。

3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。

4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第14 (第10条第2項)

種別	使用区分	使用時間 (午前9時から午後9時30分まで)	
		単位	使用料
木更津市立西清川 公民館	第1学習室	1時間当たり	100円
	第2学習室	1時間当たり	100円
	第3学習室・調理実習室	1時間当たり	200円
	第4学習室	1時間当たり	100円
	保育室	1時間当たり	100円
	休養室	1時間当たり	200円
	集会室	1時間当たり	300円
	陶芸用電気窯	1回の使用につき	素焼き1,030円 本焼き2,060円

備考

1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。

2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。

3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。

習室					2 市外者が利用する場合は、使用料に5割相当額を加算した額とする。
図書ホ ール	無料				

別表第14 (第10条第2項・第3項)

種別	使用区分	午前 〔午前9時から午前12時まで〕	午後 〔午後1時から午後5時まで〕	夜間 〔午後6時から午後9時30分まで〕	全日 〔午前9時から午後9時30分まで〕	1 暖房又は冷房を実施する期間について は、使用料に6割相当額を加算した額とする。 2 市外者が利用する場合は、使用料に5割相当額を
		木更津市立畑沢公民館	集会室	2,910円	3,240円	
	第1学習室	2,050円	2,370円	4,100円	8,100円	
	第2学習室	860円	970円	1,620円	3,240円	
	調理実習室	1,080円	1,080円	1,620円	3,240円	
	休養室	320円	430円	640円	1,400円	
	保育室	860円	1,080円	1,620円	3,340円	

4 展示の用途に供する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第15 (第10条第2項)

種別	使用区分	使用時間 (午前9時から午後9時30分まで)
		使用料 (1時間あたり)
木更津市立波岡公民館	第1学習室	100円
	第2学習室	100円
	第3学習室	100円
	休養室	200円
	調理実習室	200円
	集会室	400円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合の使用料は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合の使用料は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第16 (第10条第2項)

種別	使用区分	使用時間 (午前9時から午後9時30分まで)
----	------	------------------------

加算した額とする。	
図書ホ ール	無料
陶芸用 電気窯	素焼き1回使用につき1,030円 本焼き1回使用につき2,060円

別表第15 (第10条第3項)

種別	使用区分	午前 〔午前9時から午前12時まで〕	午後 〔午後1時から午後5時まで〕	夜間 〔午後6時から午後9時30分まで〕	全日 〔午前9時から午後9時30分まで〕	1 暖房 又は冷房を実施する期間について は、使用料に6割相当額を加算した額とする。 2 市外者が利用する場合は、使用料に5割相当額を加算した額とする。
		木更津市立岩根西公民館	集会室	3,340円	3,780円	
	第1学習室	860円	970円	1,620円	3,240円	
	第2学習室	860円	970円	1,620円	3,240円	
	第3学習室	750円	860円	1,400円	2,800円	
	調理実習室	1,080円	1,080円	1,620円	3,240円	
	休養室	100円	210円	320円	630円	
	保育室	970円	1,290円	1,940円	4,100円	

別表第16 (第10条第2項・第3項)

種別	使用区	午前	午後	夜間	全日	1 暖房
----	-----	----	----	----	----	------

		で)
		使用料 (1時間あたり)
木更津市立桜井公民館	第1学習室	100円
	第2学習室	100円
	第3学習室	100円
	保育室	100円
	休養室	200円
	調理実習室	200円
	集会室	400円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第17 (第10条第2項)

種別	使用時間 (午前8時30分から午後9時30分まで)
	使用料 (1時間あたり)
木更津市立金田公民館	200円
民館	

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。

分	[午前9時から午前12時まで]	[午後1時から午後5時まで]	[午後6時から午後9時30分まで]	[午前9時から午後9時30分まで]	又は冷房を実施する期間については、使用料に6割相当額を加算した額とする。 2 市外者が利用する場合は、使用料に5割相当額を加算した額とする。
	木更津市立西清川公民館	集会室	3,020円	3,450円	
	第1学習室	750円	860円	1,400円	2,800円
	第2学習室	750円	860円	1,400円	2,800円
	第3学習室	1,080円	1,080円	1,620円	3,240円
	調理実習室				
	第4学習室	640円	750円	1,290円	2,480円
	休養室	100円	210円	320円	630円
	保育室	860円	1,180円	1,720円	3,560円
	陶芸用電気窯	素焼き1回使用につき1,030円 本焼き1回使用につき2,060円			

別表第17 (第10条第3項)

種別	使用区分	午前 [午前9時から午前12時まで]	午後 [午後1時から午後5時まで]	夜間 [午後6時から午後9時30分まで]	全日 [午前9時から午後9時30分まで]	1 暖房又は冷房を実施する期間については、使用料に6割相
		木更津市立桜井公民館	集会室	3,990円	4,530円	
	第1学習室	750円	860円	1,400円	2,700円	

3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合の使用料は、規定使用料の4倍に相当する額とする。

4 展示の用途に供する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額とする。

第2学 習室	750円	860円	1,400円	2,700円	当額を加算した額とする。 2 市外者が利用する場合は、使用料に5割相当額を加算した額とする。
第3学 習室	750円	860円	1,400円	2,800円	
調理実 習室	1,620円	1,620円	2,480円	4,960円	
休養室	100円	320円	430円	860円	
保育室	970円	1,290円	1,830円	3,780円	

新旧対照表

○議案第 号 木更津市立青年の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新	旧																																																																
<p>木更津市立青年の家設置及び管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和50年12月24日 条例第45号</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 使用者は、<u>青年の家を使用する場合は、別表に定める使用料を規則で定めるところにより納付しなければならない。</u></p> <p>別表 (第10条)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">使用区分</th> <th style="text-align: center;">使用時間 (午前9時から午後9時30分まで) 使用料 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>アトリエ</td><td style="text-align: right;">200円</td></tr> <tr><td>視聴覚室</td><td style="text-align: right;">200円</td></tr> <tr><td>第1和室</td><td style="text-align: right;">200円</td></tr> <tr><td>第2和室</td><td style="text-align: right;">200円</td></tr> <tr><td>体育室</td><td style="text-align: right;">500円</td></tr> <tr><td>談話室</td><td style="text-align: right;">200円</td></tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 市内に住所を有する者及び市の区域内に存する法人その他の団体でないものが使用する場合は、使用区分に応じて本表に規定する使用料 (以下「規定使用料」という。) にその5割に相当する額を加算した額とする。</p> <p>2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。</p> <p>3 第4条に規定する業務以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。</p> <p>4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。</p>	使用区分	使用時間 (午前9時から午後9時30分まで) 使用料 (1時間当たり)	アトリエ	200円	視聴覚室	200円	第1和室	200円	第2和室	200円	体育室	500円	談話室	200円	<p>木更津市立青年の家設置及び管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和50年12月24日 条例第45号</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 使用者は、<u>第4条に規定する業務以外に青年の家を使用する場合は、別表に定める使用料を納付しなければならない。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>別表 (第10条)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">使用区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">使用時間</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">夜間 (午後6時から午後9時30分まで)</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">全日 (午前9時から午後9時30分まで)</th> <th rowspan="2" style="vertical-align: top;">1 暖房又は冷房を実施する期間については、使用料に6割相当額を加算した額とする。 2 市外者が利用する場合は、使用料に5割相当額を加算した額とする。</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">午前 (午前9時から午前12時まで)</th> <th style="text-align: center;">午後 (午後1時から午後5時まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>アトリエ</td><td style="text-align: right;">1,400円</td><td style="text-align: right;">1,620円</td><td style="text-align: right;">2,800円</td><td style="text-align: right;">5,610円</td><td></td></tr> <tr><td>視聴覚室</td><td style="text-align: right;">1,400円</td><td style="text-align: right;">1,620円</td><td style="text-align: right;">2,800円</td><td style="text-align: right;">5,610円</td><td></td></tr> <tr><td>第1和室</td><td style="text-align: right;">750円</td><td style="text-align: right;">860円</td><td style="text-align: right;">1,400円</td><td style="text-align: right;">2,800円</td><td></td></tr> <tr><td>第2和室</td><td style="text-align: right;">750円</td><td style="text-align: right;">860円</td><td style="text-align: right;">1,400円</td><td style="text-align: right;">2,800円</td><td></td></tr> <tr><td>体育室</td><td style="text-align: right;">2,160円</td><td style="text-align: right;">2,700円</td><td style="text-align: right;">5,400円</td><td style="text-align: right;">8,640円</td><td></td></tr> <tr><td>アトリエ及び体育室の一部を個人が使用する場合1人につき</td><td style="text-align: right;">100円</td><td style="text-align: right;">100円</td><td style="text-align: right;">210円</td><td style="text-align: right;">320円</td><td></td></tr> <tr><td>談話室</td><td style="text-align: right;">1,320円</td><td style="text-align: right;">1,530円</td><td style="text-align: right;">2,660円</td><td style="text-align: right;">5,340円</td><td></td></tr> </tbody> </table>	使用区分	使用時間		夜間 (午後6時から午後9時30分まで)	全日 (午前9時から午後9時30分まで)	1 暖房又は冷房を実施する期間については、使用料に6割相当額を加算した額とする。 2 市外者が利用する場合は、使用料に5割相当額を加算した額とする。	午前 (午前9時から午前12時まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	アトリエ	1,400円	1,620円	2,800円	5,610円		視聴覚室	1,400円	1,620円	2,800円	5,610円		第1和室	750円	860円	1,400円	2,800円		第2和室	750円	860円	1,400円	2,800円		体育室	2,160円	2,700円	5,400円	8,640円		アトリエ及び体育室の一部を個人が使用する場合1人につき	100円	100円	210円	320円		談話室	1,320円	1,530円	2,660円	5,340円	
使用区分	使用時間 (午前9時から午後9時30分まで) 使用料 (1時間当たり)																																																																
アトリエ	200円																																																																
視聴覚室	200円																																																																
第1和室	200円																																																																
第2和室	200円																																																																
体育室	500円																																																																
談話室	200円																																																																
使用区分	使用時間		夜間 (午後6時から午後9時30分まで)	全日 (午前9時から午後9時30分まで)	1 暖房又は冷房を実施する期間については、使用料に6割相当額を加算した額とする。 2 市外者が利用する場合は、使用料に5割相当額を加算した額とする。																																																												
	午前 (午前9時から午前12時まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)																																																															
アトリエ	1,400円	1,620円	2,800円	5,610円																																																													
視聴覚室	1,400円	1,620円	2,800円	5,610円																																																													
第1和室	750円	860円	1,400円	2,800円																																																													
第2和室	750円	860円	1,400円	2,800円																																																													
体育室	2,160円	2,700円	5,400円	8,640円																																																													
アトリエ及び体育室の一部を個人が使用する場合1人につき	100円	100円	210円	320円																																																													
談話室	1,320円	1,530円	2,660円	5,340円																																																													

新旧対照表

○議案第 号 木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新	旧																													
<p>木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和51年3月27日 条例第6号</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 使用者は、別表第1から別表第10までに定める使用料を規則で定めるところにより納付しなければならない。</p>	<p>木更津立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和51年3月27日 条例第6号</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 使用者は、第4条に規定する業務以外に会館を使用する場合は、次の各号に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 市立高柳市民学習会館 別表第1</p> <p>(2) 市立金田市民学習会館 別表第2</p> <p>(3) 市立文京市民学習会館 別表第3</p> <p>(4) 市立中郷コミュニティーセンター 別表第4</p> <p>(5) 市立清見台コミュニティーセンター 別表第5</p> <p>(6) 市立畑沢市民学習会館 別表第6</p> <p>(7) 市立岩根西市民学習会館 別表第7</p> <p>(8) 市立西清川市民学習会館 別表第8</p> <p>(9) 市立桜井市民学習会館 別表第9</p> <p>2 使用者は、前項に規定する場合のほか、陶芸用電気窯を使用するときは、別表第6及び別表第8に定める陶芸用電気窯の使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 市立清見台コミュニティーセンター附属体育館を使用する使用者は、別表第10に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>4 前各項の場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料(別表第7及び別表第9に定める陶芸用電気窯の使用料を除く。)を減免することができる。</p>																													
<p>2 前項の場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料(別表第7及び別表第9に定める陶芸用電気窯の使用料を除く。)を減免することができる。</p>	<p>4 前各項の場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p>																													
<p>別表第1 (第9条第1項)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">使用区分</th> <th>使用時間 (午前9時から午後9時30分まで)</th> </tr> <tr> <th>使用料 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">木更津市立高柳市民学習会館</td> <td>保育室</td> <td style="text-align: right;">100円</td> </tr> <tr> <td>第1学習室</td> <td style="text-align: right;">100円</td> </tr> <tr> <td>第2学習室</td> <td style="text-align: right;">100円</td> </tr> <tr> <td>第3学習室</td> <td style="text-align: right;">100円</td> </tr> <tr> <td>第4学習室</td> <td style="text-align: right;">100円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	使用区分	使用時間 (午前9時から午後9時30分まで)	使用料 (1時間当たり)	木更津市立高柳市民学習会館	保育室	100円	第1学習室	100円	第2学習室	100円	第3学習室	100円	第4学習室	100円	<p>別表第1 (第9条第1項第1号)</p> <p style="text-align: center;">市立高柳市民学習会館</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用区分</th> <th colspan="2">使用時間</th> <th rowspan="2">夜間 (午後6時から午後9時30分まで)</th> <th rowspan="2">全日 (午前9時から午後9時30分まで)</th> <th rowspan="2">1 暖房又は冷房を実施する期間については、使用料に</th> </tr> <tr> <th>午前 (午前9時から午前12時まで)</th> <th>午後 (午後1時から午後5時まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1学習室</td> <td style="text-align: right;">1,180円</td> <td style="text-align: right;">1,400円</td> <td style="text-align: right;">2,370円</td> <td style="text-align: right;">4,750円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	使用時間		夜間 (午後6時から午後9時30分まで)	全日 (午前9時から午後9時30分まで)	1 暖房又は冷房を実施する期間については、使用料に	午前 (午前9時から午前12時まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	第1学習室	1,180円	1,400円	2,370円	4,750円	
種別			使用区分	使用時間 (午前9時から午後9時30分まで)																										
	使用料 (1時間当たり)																													
木更津市立高柳市民学習会館	保育室	100円																												
	第1学習室	100円																												
	第2学習室	100円																												
	第3学習室	100円																												
	第4学習室	100円																												
使用区分	使用時間		夜間 (午後6時から午後9時30分まで)	全日 (午前9時から午後9時30分まで)	1 暖房又は冷房を実施する期間については、使用料に																									
	午前 (午前9時から午前12時まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)																												
第1学習室	1,180円	1,400円	2,370円	4,750円																										

休養室	100円
集会室	200円

備考

- 1 市内に住所を有する者及び市の区域内に存する法人その他の団体（以下「住民等」という。）でないものが使用する場合の使用料は、使用区分に応じて本表に規定する使用料（陶芸用電気窯を除く。以下「規定使用料」という。）にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 第4条に規定する業務以外の目的で使用する場合の使用料は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第2（第9条第1項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）
木更津市立金	保育室	100円
田市民学習会館	第1学習室	100円
	第2学習室	100円
	第3学習室	100円
	第4学習室	100円
	休養室	100円
	集会室	300円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合の使用料は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 第4条に規定する業務以外の目的で使用する場合の使用料は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額とする。

第2・第3・第4学習室	750円	860円	1,400円	2,800円	6割相当額を加算した額とする。
集会室	1,830円	2,050円	3,670円	7,340円	
休養室	640円	860円	1,290円	2,590円	2 市外者が利用する場合は、使用料に5割相当額を加算した額とする。
保育室	640円	860円	1,290円	2,590円	

別表第2（第9条第1項第2号）

市立金田市民学習会館

使用区分	使用時間		夜間	全日	1 暖房又は冷房を実施する期間については、使用料に6割相当額を加算した額とする。
	午前 (午前9時から午前12時まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	(午後6時から午後9時30分まで)	(午前9時から午後9時30分まで)	
第1・第2・第3・第4学習室	640円	750円	1,290円	2,590円	2 市外者が利用する場合は、使用料に5割相当額を加算した額とする。
集会室	1,940円	2,160円	2,700円	5,400円	
休養室	640円	750円	1,290円	2,590円	
保育室	640円	750円	1,290円	2,590円	

別表第3 (第9条第1項)

種別	使用区分	使用時間 (午前9時から午後9時30分まで)
		使用料 (1時間あたり)
木更津市立文京市民学習会館	保育室	100円
	学習室	100円
	休養室	200円
	集会室	400円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 第4条に規定する業務以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第3 (第9条第1項第3号)

市立文京市民学習会館

使用時間	午前 (午前9時から午前12時まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時30分まで)	全日 (午前9時から午後9時30分まで)	1 暖房又は冷房を実施する期間については、使用料に6割相当額を加算した額とする。
学習室	860円	1,080円	1,620円	3,340円	2 市外者が利用する場合は、使用料に5割相当額を加算した額とする。
集会室	2,800円	3,130円	3,880円	9,390円	
休養室	750円	970円	1,510円	3,020円	
保育室	540円	750円	1,080円	2,260円	

別表第4 (第9条第1項)

種別	使用区分	使用時間 (午前9時から午後9時30分まで)
		使用料 (1時間あたり)
木更津市立中郷コミュニティーセンター	調理実習室	100円
	児童図書室	100円
	第1研修室	100円
	第2研修室	100円
	第3研修室	100円
	和室	100円
	視聴覚室	100円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。

別表第4 (第9条第1項第4号)

市立中郷コミュニティーセンター

使用時間	午前 (午前9時から午前12時まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時30分まで)	全日 (午前9時から午後9時30分まで)	1 暖房又は冷房を実施する期間については、使用料に6割相当額を加算した額とする。
和室	750円	970円	1,510円	3,020円	2 市外者が利用する場合は、使用料に5割相当額を加算した額とする。
視聴覚室	750円	970円	1,510円	3,020円	
調理実習室	1,080円	1,080円	1,620円	3,240円	
第2・第3研修室	750円	970円	1,510円	3,020円	

- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 第4条に規定する業務以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

					る場合は、使用料に5割相当額を加算した額とする。
第1研修室	無料				
児童図書室					

別表第5 (第9条第1項)

種別	使用区分	使用時間 (午前9時から午後9時30分まで)
		使用料 (1時間あたり)
木更津市立清見台コミュニティーセンター	和室	100円
	第1研修室	300円
	第2研修室	100円
	調理実習室	200円
	集会室	400円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 第4条に規定する業務以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第6 (第9条第1項)

使用時間	2時間使用につき
------	----------

別表第5 (第9条第1項第5号)

市立清見台コミュニティーセンター

使用区分	使用時間		夜間	全日	1 暖房又は冷房を実施する期間については、使用料に6割相当額を加算した額とする。 2 市外者が利用する場合は、使用料に5割相当額を加算した額とする。
	午前 (午前9時から午前12時まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	(午後6時から午後9時30分まで)	(午前9時から午後9時30分まで)	
集会室	3,560円	3,880円	7,230円	14,040円	
和室	750円	970円	1,510円	3,020円	
第1研修室	1,290円	1,720円	2,700円	5,400円	
第2研修室	750円	970円	1,510円	3,020円	
調理実習室	1,080円	1,080円	1,620円	3,240円	
図書ホール	無料				

別表第6 (第9条第1項第6号・第2項)

市立畑沢市民学習会館

使用区分			午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
			木更津市立清見台コミュニティセンター附属体育館	アマチュアスポーツに使用する場合
		入場料を徴するもの	2,700円	4,800円
	その他の場合	入場料を徴しないもの	4,320円	7,670円
		入場料を徴するもの	10,800円	19,210円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合の使用料は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用するときの使用料は、超過又は繰り上げ1時間（1時間に満たない場合は1時間とみなす。）につき、本表に規定する使用料の5割に相当する額とする。

別表第7（第9条第1項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		単位	使用料
木更津市立畑沢市民学習会館	保育室	1時間当たり	100円
	第1学習室	1時間当たり	100円
	第2学習室	1時間当たり	100円
	第3学習室	1時間当たり	100円
	調理実習室	1時間当たり	100円
	休養室	1時間当たり	100円
	集会室	1時間当たり	300円
	陶芸用電気窯	1回の使用につき	素焼き1,030円 本焼き2,060円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合の使用料は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。

使用区分	使用時間	午前	午後	夜間	全日	1 暖房又は冷房を実施する期間については、使用料に6割相当額を加算した額とする。 2 市外者が利用する場合は、使用料に5割相当額を加算した額とする。
		(午前9時から午前12時まで)	(午後1時から午後5時まで)	(午後6時から午後9時30分まで)	(午前9時から午後9時30分まで)	
集会室		2,910円	3,240円	5,720円	11,340円	
第1学習室		2,050円	2,370円	4,100円	8,100円	
第2学習室		860円	970円	1,620円	3,240円	
調理実習室		1,080円	1,080円	1,620円	3,240円	
休養室		320円	430円	640円	1,400円	
保育室		860円	1,080円	1,620円	3,340円	
図書ホール	無料					
陶芸用電気窯	素焼き1回使用につき	1,030円				
窯	本焼き1回使用につき	2,060円				

別表第7（第9条第1項第7号）

市立岩根西市民学習会館

使用区分	使用時間	午前	午後	夜間	全日	1 暖房又は冷房を実施する期間については、使用料に6割相当額を加算した額とする。 2 市外者が利用する場合は、使用料に5割
		(午前9時から午前12時まで)	(午後1時から午後5時まで)	(午後6時から午後9時30分まで)	(午前9時から午後9時30分まで)	
集会室		3,340円	3,780円	6,690円	13,280円	
第1学習室		860円	970円	1,620円	3,240円	
第2学習室		860円	970円	1,620円	3,240円	
第3学習室		750円	860円	1,400円	2,800円	
調理実習室		1,080円	1,080円	1,620円	3,240円	
休養室		100円	210円	320円	630円	
保育室		970円	1,290円	1,940円	4,100円	

3 第4条に規定する業務以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。

4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第8 (第9条第1項)

種別	使用区分	使用時間 (午前9時から午後9時30分まで)	
		単位	使用料
木更津市立岩根西市民学習会館	第1学習室	1時間あたり	100円
	第2学習室	1時間あたり	100円
	第3学習室	1時間あたり	100円
	保育室	1時間あたり	100円
	休養室	1時間あたり	100円
	調理実習室	1時間あたり	200円
	集会室	1時間あたり	400円

備考

1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。

2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。

3 第4条に規定する業務以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。

4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第9 (第9条第1項)

種別	使用区分	使用時間 (午前9時から午後9時30分まで)	
		単位	使用料
木更津市立西清川市民学習会館	第1学習室	1時間あたり	100円
	第2学習室	1時間あたり	100円
	第3学習室・調理実習室	1時間あたり	200円
	第4学習室	1時間あたり	100円
	保育室	1時間あたり	100円
	休養室	1時間あたり	200円

					相当額を加算した額とする。
--	--	--	--	--	---------------

別表第8 (第9条第1項第8号・第2項)

市立西清川市民学習会館

使用区分	午前		午後		夜間		全日		1 暖房又は冷房を実施する期間については、使用料に6割相当額を加算した額とする。 2 市外者が利用する場合は、使用料に5割相当額を加算した額とする。
	午前9時から午前12時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午後9時から午後12時まで	午後6時から午後9時30分まで	午後9時から午後12時まで	午前9時から午後9時30分まで		
集会室	3,020円	3,450円	6,150円	12,420円					
第1学習室	750円	860円	1,400円	2,800円					
第2学習室	750円	860円	1,400円	2,800円					
第3学習室	1,080円	1,080円	1,620円	3,240円					
調理実習室									
第4学習室	640円	750円	1,290円	2,480円					
休養室	100円	210円	320円	630円					
保育室	860円	1,180円	1,720円	3,560円					
陶芸用電気窯	素焼き1回使用につき1,030円		本焼き1回使用につき2,060円						

別表第9 (第9条第1項第9号)

市立桜井市民学習会館

使用区分	午前		午後		夜間		全日		1 暖房又は冷房を実施する期間については、使用料に6割相当額を加算した額とする。
	午前9時から午前12時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午後9時から午後12時まで	午後6時から午後9時30分まで	午後9時から午後12時まで	午前9時から午後9時30分まで		
集会室	3,990円	4,530円	8,100円	16,410円					
第1学習室	750円	860円	1,400円	2,700円					
第2学習室	750円	860円	1,400円	2,700円					

集会室	1時間当たり	300円
陶芸用電気窯	1回の使用につき	素焼き1,030円 本焼き2,060円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 第4条に規定する業務以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第10（第9条第1項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）
木更津市立桜	第1学習室	100円
井市民学習会館	第2学習室	100円
	第3学習室	100円
	保育室	100円
	休養室	200円
	調理実習室	200円
	集会室	400円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 第4条に規定する業務以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

第3学習室	750円	860円	1,400円	2,800円	した額とする。 2 市外者が利用する場合は、使用料に5割相当額を加算した額とする。
調理実習室	1,620円	1,620円	2,480円	4,960円	
休養室	100円	320円	430円	860円	
保育室	970円	1,290円	1,830円	3,780円	

別表第10（第9条第3項）

			使用時間	2時間使用につき	
			午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	
附属体育館	競技場	アマチュア入場料を徴しないもの	960円	1,920円	
		スポーツに使用する場合	2,400円	4,800円	
		その他の場合	3,840円	7,670円	
		入場料を徴するもの	9,610円	19,210円	
		入場料を徴しないもの			
		入場料を徴するもの			

備考 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用するときの使用料は、超過又は繰り上げ1時間（1時間に満たない場合は、1時間とみなす。）につき、本表に規定する使用料の5割に相当する額とする。

新旧対照表

○議案第 号 木更津市立少年自然の家キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新							旧							
別表（第12条）							別表（第12条）							
使用者の区分							宿泊使用料（1人1泊につき）		一時使用料（1人につき）		宿泊使用料（1人1泊につき）		一時使用料（1人につき）	
							3歳未満	3歳以上中学生以下	その他の	3歳未満	3歳以上中学生以下	中学生以下	その他の者	中学生以下
本市の住民	(1) 学校教育（義務教育）活動の一環として使用する場合	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	
	(2) 別に教育委員会規則で定める団体が使用する場合													
	その他の場合	無料	420円	640円	無料	200円	320円			210円	320円	100円	160円	
※本市に住所を有しない者がキャンプ場を使用する場合は、規定使用料に5割に相当する額を加算した額							※本市に住所を有しない者がキャンプ場を使用する場合は、規定使用料に5割に相当する額を加算した額							

新旧対照表

○議案第 号 木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>(特別利用)</p> <p>第7条 博物館資料の熟覧、模写、模造、拓本、撮影及び原板使用（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p>	<p>(特別利用)</p> <p>第7条 博物館資料の熟覧、模写、模造、拓本、撮影及び原板使用（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受け、別表第2に定める区分に応じ、同表に定める特別利用料を納付しなければならない。</p>
<p>2～4 略</p>	<p>2～4 略</p>
<p>(複写)</p> <p>第8条 博物館資料の複写物の提供を受けようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受け、別表第2に定める区分に応じ、同表に定める手数料を納付しなければならない。</p>	<p>(複写)</p> <p>第8条 博物館資料の複写物の提供を受けようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受け、別表第3に定める区分に応じ、同表に定める手数料を納付しなければならない。</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>(施設の使用)</p> <p>第10条 旧安西家住宅を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ教育委員会の許可を受け、別表第3に定める種別及び使用区分に応じ、同表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、教育委員会の許可を受け、別表第3に定める種別及び使用区分に応じた使用料を納付しなければならない。この場合において、既に納付した使用料の額が変更後の使用料の額に満たないときは、その差額を納付させ、又は既に納付した使用料の額を超えるときはその差額を還付しなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前2項の許可をしないことができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p>	<p>(施設の使用)</p> <p>第10条 旧安西家住宅を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ教育委員会の許可を受け、別表第4に定める種別及び使用区分に応じ、同表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、教育委員会の許可を受け、別表第4に定める種別及び使用区分に応じた使用料を納付しなければならない。この場合において、既に納付した使用料の額が変更後の使用料の額に満たないときは、その差額を納付させ、又は既に納付した使用料の額を超えるときはその差額を還付しなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項及び第2項の許可をしないことができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p>

4・5 略

(観覧料等の減免)

第12条 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料又は使用料を減額し、又は免除することができる。

(観覧料等の不還付)

第13条 既に徴収した観覧料、手数料、受講料又は使用料（以下「観覧料等」という。）は還付しない。ただし、本館の展示会場を観覧しようとし、博物館資料の複写物の提供を受けようとし、講習会等を受講しようとし、又は施設を使用しようとする者（以下「観覧者等」という。）の責に帰さない事由により、本館の展示会場を観覧し、博物館資料の複写物の提供を受け、講習会等を受講し、施設を使用すること（以下「観覧等」という。）ができないときは、この限りでない。

2 略

4・5 略

(観覧料等の減免)

第12条 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料、特別利用料又は使用料を減額し、又は免除することができる。

(観覧料等の不還付)

第13条 既に徴収した観覧料、特別利用料、手数料、受講料又は使用料（以下「観覧料等」という。）は還付しない。ただし、本館の展示会場を観覧しようとし、博物館資料を特別利用しようとし、博物館資料の複写物の提供を受けようとし、講習会等を受講しようとし、又は施設を使用しようとする者（以下「観覧者等」という。）の責に帰さない事由により、本館の展示会場を観覧し、博物館資料を特別利用し、博物館資料の複写物の提供を受け、講習会等を受講し、施設を使用すること（以下「観覧等」という。）ができないときは、この限りでない。

2 略

別表第2（第7条第1項）

区分	単位	特別利用料の額
熟覧	1点1日	200円
模写	1点1日	510円
模造	1点1日	510円
拓本	1点1日	510円
撮影（出版物への掲載等を目的とする場合）	1点1日	1,020円
撮影（その他の場合）	1点1日	510円
原板の使用（出版物への掲載等を目的とする場合）	1点1日	1,020円
原板の使用（その他の場合）	1点1日	410円

別表第2 (第8条第1項)		別表第3 (第8条第1項)	
区分	手数料の額	区分	手数料の額
複写用紙 (日本工業規格A 4) 白黒1枚につき	10円	複写用紙 (日本工業規格A 4) 白黒1枚につき	20円
複写用紙 (日本工業規格A 3) 白黒1枚につき	10円	複写用紙 (日本工業規格A 3) 白黒1枚につき	20円
別表第3 (第10条第1項)		別表第4 (第10条第1項)	